六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十三条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至った場合は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　届出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例遺族共済一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の返還の事由及びその事由が生じた年月日

三　特例遺族共済一時金、特例遺族一時金又は特例通算遺族一時金の支給額及び特例年金政令第二十五条の三第五項において準用する同条第四項に定める返還の方法

（返還届出者が死亡した場合の届出）

第四十四条の八　前条の規定により届出をした者（以下この条において「返還届出者」という。）が死亡したとき（特例年金政令第二十五条の三第五項において準用する同条第四項前段の規定により返還すべき額が存続組合に全額返還されている場合を除く。）は、平成十三年統合法附則第四十九条第三項の死亡の届出義務者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に死亡を証する書面を添え、これを存続組合に提出しなければならない。

一　当該死亡の届出義務者の住所、氏名及び届出人と返還届出者との続柄

二　返還届出者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三　返還届出者が死亡した年月日及びその事由

第五節　退職一時金等の返還手続

第四十五条　平成十三年統合法附則第五十一条第三項に規定する施行日以後返還義務者は、次に掲げる事項を記載した申出書を存続組合に提出しなければならない。

一　申出人の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　特例年金給付の年金証書番号

三　一時金の名称、支給額及びその返還の方法

（農林水産大臣の指定を受ける法人の要件）

第四十六条　特例年金政令第五条第二項第二号の農林水産省令で定める要件は、当該法人が次の各号のいずれかに該当することとする。

一　その法人が旧農林共済法第一条第一項各号に掲げる法律又は法律の規定に基づき設立された法人であって、平成十三年統合法の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同条に規定する法人であるもの（以下この条及び次条において「旧農林漁業団体」という。）から権利義務を承継したもの（以下この条において「被承継農林漁業団体」という。）であること。

二　その法人が次のイからハまでの全てに該当するもの（前号の要件に該当するものを除く。）であること。

イ　被承継農林漁業団体等（旧農林漁業団体、被承継農林漁業団体又は特例年金政令第五条第二項第一号に掲げる法人（以下この条において「組織変更後農林漁業団体」という。）をいう。以下同じ。）から権利義務を承継した法人であること。

ロ・ハ　（略）

2　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（農林水産大臣の指定を受ける法人の要件）

第十八条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令（平成十四年政令第四十五号。以下「特例一時金政令」という。）第六条第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、当該法人が次の各号のいずれかに該当することとする。

一　その法人が旧農林共済法第一条第一項各号に掲げる法律又は法律の規定に基づき設立された法人であって、平成十三年統合法施行日の前日から引き続き同条に規定する法人であるもの（以下この条において「旧農林漁業団体」という。）から権利義務を承継したもの（以下「被承継農林漁業団体」という。）であること。

二　その法人が次のイからハまでの全てに該当するもの（前号の要件に該当するものを除く。）であること。

イ　被承継農林漁業団体等（旧農林漁業団体、被承継農林漁業団体又は特例一時金政令第六条第一項第一号に掲げる法人（以下「組織変更後農林漁業団体」という。）をいう。以下同じ。）から権利義務を承継した法人であること。

ロ・ハ　（略）

2　（略）